

要望書

令和 8 年 10 月 8 日

東京都知事 小池 百合子 様

一般財団法人日本熊森協会
会長 室谷 悠子（弁護士）
東京都支部長 西岡 初見
設立 1997 年 本部 兵庫県西宮市 会員数 22,000 人
〒662-0042 兵庫県西宮市分銅町 1-4
TEL 0798-22-4190 FAX 0798-22-4196

人身事故防止、クマの出没の誘引防止、錯誤捕獲の防止のため 東京都のクマ出没エリアにおいてくくりわなの規制を行ってください

当会は、奥山の水源林を生き物ごと保全・再生し、野生動物と人が共存できる社会の実現を目指す実践型自然保護団体です。

令和 8 年 9 月 28 日、八王子市小津町において、イノシシ・シカ捕獲用のくくりわなに錯誤捕獲されたツキノワグマ 1 頭に対し、八王子市がツキノワグマ対応マニュアルにおける危機レベル 3 の対応として緊急銃猟を実施されました。

当会東京支部は、本年 5 月に八王子市の市街地の近くでツキノワグマの出没があったことから現地調査を行った際、出没地近くにシカ・イノシシ捕獲用のくくりわなが設置されていることを発見し、許可を出したのが東京都であることがわかりましたので、担当部局に対し、クマを人里へおびき寄せることになるため、クマの生息地域でのくくりわなの申請は許可しないでほしい旨要請しましたが、そのようなことは難しいということでした。

わなは、野生動物を強力な誘引物でおびき寄せて捕獲する道具であり、多用すればクマをはじめとする野生動物と人との距離をより接近させ、人身事故を誘発すると当会は考えています。わなのなかでも、くくりわなの錯誤捕獲発生率は半分近くになるという哺乳類学会での報告もあります。また、くくりわなにかかった動物の足や指が壊死し切断されてしまうことも頻発しており、くくりわなのような残酷なわなは、種の保全や動物福祉の観点から将来的には禁止猟具にすべきと当会は考えています。また、くくりわなにかかったクマによる人身事故も度々問題となっています。八王子市小津町での錯誤捕獲を受けて、改めて、東京都でのくくりわな規制が必要と考え、下記のとおり要望します。

記

【要望事項】

- 1 クマの生息・出没エリアでのくくりわなの設置を許可しないでください
- 2 設置規制がすぐにできない場合は、クマがかからないくくりわなの利用、輪の大きさを真円で直径 12cm 以下にする、クマを誘引しない餌を使用する等、クマがかからない対策を徹底することを設置者に求めてください
- 3 将来的にはくくりわなを廃止できるよう、代替手段を検討してください
- 4 くくりわなにかかったクマもすみやかに放獣ができるよう、専門家による放獣体制を整備してください

以上